

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷十三第

行發日一月五年五和昭

論叢

地租改正案に於ける若干問題 . . . 法學博士 神戸 正雄
貨幣數量説について . . . 文學博士 高田 保馬

說苑

商人の漁業家化 . . . 經濟學士 菅野和太郎
獨逸に於けるFinanzausgleichの理論 . . . 經濟學士 中川與之助
米穀取引所の統一 . . . 經濟學士 今西庄次郎

雜錄

所謂「經濟統計學」に就いて . . . 經濟學士 蛭川 虎三
我國に於ける家賃信用保險 . . . 經濟學士 近藤 文二
英國に於ける投資トラストの近況 . . . 經濟學士 一谷藤一郎
佛蘭西の地方財政 . . . 經濟學士 武田長太郎
我國の鐵道資本について . . . 經濟學士 北原 信男
四民平等令と百姓一揆 . . . 經濟學博士 黒正 巖
近着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

四民平等令と百姓一揆

——特に播州一揆に就いて——

黒 正 巖

一

明治維新後、社會は不安動搖に陥り、頑迷無智、舊慣に囚はれて居た百姓は、恐怖と不平とに基いて所在に百姓一揆を起し、余が今日迄に索め出したる事例のみを以てするも、實に百九十件の多きに及んで居る。

而して之が原因を考察するに、徳川時代の百姓一揆と同じく、決して單一なるものではなく、種々の原因が複合して居り、豫ねて不平不満に考へて居た事を一々列擧して、その改正を主張して居る。従て原因によつて一揆を類別する事は困難であるが、併し一揆發生の最後の契機又は最も主要なる動因を見出す事は不可能ではない。余が從來原因を類別せんとしたのはかゝる立場から見たのであり、同時に、凡べての一揆の諸原因を類別する事は、當時の百姓が如何なる文化發達の

状態にあり、如何なる人生觀を有し、又如何なる生活状態にあつたかを理解する事が出来、それは聽て百姓一揆の本質を覗はしむる一手段となるからである。他の機會に於て已に述べたるが如く、明治初年の百姓一揆は、社會の急激なる變革による人心の不安動搖、新政府の統制力の薄弱、人民の懐古的精神の擡頭、離祿武士の不平、農民の頑迷無智等の素因に加ふるに、社會的動因、經濟的動因、財政的動因、行政的動因及宗教的動因によつて勃發したのである。¹⁾ 就中、社會的動因及び財政的動因に屬せしむべきものは殆ど凡べての百姓一揆に於て之を見出すことが出来る。社會的動因は最も廣き範圍に亘るものであるが、然かもその大部分は、今日の人々より見れば、誠に愚にもつかぬ事柄を誤解したものの計りであつて、當時の農民が如何に暗愚であつたかを最もよく物語つて居る。而して明治初年に於ては農民は尙ほ一般的に、封建的階級思想に囚はれ、爲めに四民平等令を誤解し、之によつて平民がその身分を引き下げられるかの如く考へ、差別待遇の

1) 拙稿明治初年の宗教的百姓一揆(史林昭和五年一月號)

存續を主張せんとするの傾向が著しかつた。明治四年の播州一揆の如きはその最も典型的なもの、一つであらう。

凡そ社會の大變革を行つた場合には到底細密に亘る制度を即座に實施しうるものではなく、極めて抽象的に一般原則又は最高理想を示すにすぎないのは、從來の革命史を繙いて見れば明かである。例へば大化の改新の詔勅を見てもさうであつて、徐々に種々の法制が設けられ、新社會が完成せられたのである。明治維新の際にも、五箇條の御誓文なるものは、將に大化改新の詔勅に該るものである。併し乍ら革命の一般原則や理解は決して短時日に實現しうるものではなく、頗る長年月を要する。大化の改新の完成せられるにも實に六十年の時日を経た。明治維新の完全、その原則の具體化には二十年かゝつた。²⁾五ヶ條の御誓文の如く全く抽象的な宣言は、當時の人民の發達程度を以てしては容易に實行し得ない所にして、爲政者は實に些細の事柄に至る迄法制を定めて之を強制しなければならな

かつた。而して明治維新後に於ては、人民の生活様式又は生活意識は少しも根本的に改革せられず、封建社會と殆ど異なる所はなかつた。かくては新社會の建設は到底不可能であつた。維新の新理想を實現するにはこの根本思想の變革を必要とするが、併し之は必ずや大なる犠牲を伴ふのである。大久保利通と西郷隆盛の對立は、即ち根本的改革論者と藩閥論者との抗争ともいへる。前者の勝利がなかつたならば、恐らく明治維新の完成は一層遷延されたともいへる。かくの如く當時急進的改革の必要に迫られて新制の樹立、陋習打破の行はれたる内、四民平等令の發布は最も注目すべきもの、一つである。當時差別待遇を受けて居たものは、舊來より壓迫せられたる關係上、その口數も比較的少く、社會問題として必しも大なる意味を有したのではないが、少くともかゝる差別觀又は封建的階級精神の存續する事は、維新の理想達成の爲めに一の阻害をなすものであるから、所謂一視同仁の主張の徹底の爲め、四民平等令を發布したのである。併し乍ら四民平等令

2) 瀧川政治郎氏論文(我觀昭和五年四月號)

を發布し身分的差別を撤廢したことは、地方によつてその影響又は利害關係が異なる。何となれば差別待遇を受けて居た人口の多少、その聚落状態、生活状態、從て又その社會的力の關係が夫々異なるからである。余の調査の結果によれば、四民平等令に反抗して百姓が不平を唱へ、遂には百姓一揆の一動因と迄なつたのは、

多くは西日本にして、東日本には殆ど之を見ないようである。四民平等令に關聯せる百姓一揆は尙ほ詳細に

調査すれば多々あらうが、その主なるものは明治四年九月の播州飾磨縣下の一揆、同年十月の但馬生野縣下の一揆、同年十二月土佐の一揆、明治六年五月の美作北條縣下の一揆、同年七月の廣島縣下の一揆、同年同月丹波何鹿郡の一揆等である。尤も之等の一揆とても、その主張を見るに必しも四民平等令反對のみではなく、多くは財政上經濟上の負擔に關する事項が原因の一部をなして居る事は明かである。從て之等を以て純粹の四民平等令反對の原因に基く一揆と見る事は不穩當であるが、飾磨縣の一揆は四民平等令の發布が一揆

の最後の動因であり、その他の主張は一揆が附隨的に加へたものにすぎないから、この一揆こそは四民平等令反對の一揆と見てさしつかへはない。故にこの播州一揆を典型的のものとして述べようと思ふのであるが、先づ維新以前に於て播磨が一揆國として如何なる事情にあつたかを概説しておかう。

二

徳川時代に於ては、播州は明石、姫路、龍野、小野、林田、山崎、赤穂、三日月、安志、三艸、福本の十一藩に分れ、又旗本の領地に屬する所もあつて、その所領關係は極めて複雑であつた。百姓一揆發生の素因の一を備へて居たわけであるが、何分播州は大國にして古くよりよく開けた富裕な國であつた、め、比較的に一揆は少かつた。余の調査によれば前後十回の一揆があつた。東部の小藩又は飛地領に頻發したものの如く、殊に鳥居領に於ては屢々百姓一揆があつたと謂はれて居るが、一々の事實は明かでない。左に余の知り

得たるものゝみを列擧しよう。

(1) 享保十九年十月、美囊郡明石領淡河組

數年來凶作打ちつゞき特に享保十九年の不作は甚しく、農民は困難の極に達し租税の減免、救濟方を嘆願したが、容易に容れられず、將に暴動が發生せんとする状態となつた。この時庄屋高瀬庄右衛門は一揆を起す事の不利なる所以をさとし、自ら死を決して藩主に直訴した。⁴⁾

(2) 寛延二年正月 姫路藩内

寛保二年六月松平義知(明矩)白河より入府したが諸奉行にその人を得ず、賄賂公行し人民はその悪政に苦しんだ。偶々寛延元年十一月義知の卒去するや、多年鬱積せる人民の憤怒は爆發し、遂に同二年正月、領主の更替に乗じて大一揆が勃發した。即ち古知庄村甚兵衛、野谷村伊左衛門等強訴を企て、領内八郡の民は所在に蜂起し、大庄屋十七軒、小庄屋十七軒以下五十九軒を破壊し、二月二日には將に姫路城下に迫らんとした。隣船場本徳寺の僧侶を急派して之を諷さしめ事平ぐ。隣

藩は交通を遮斷して警戒に力めた。⁵⁾

(3) 天明七年六月 林田地方

凶作飢饉に際し當局が適宜の處置をとらなかつたので起つた。之は單なる百姓一揆ではなく、他の地方に於けると同じく多分に打毀の性質を有する。⁶⁾

(4) 文政二年九月 武庫郡各村

之は助郷村の百姓がその負擔に耐えずして宿方に反對して騒いだものである。暴動とはならなかつたが、長い間紛争が続いた。⁷⁾

(5) 文政八年十二月 備前池田侯飛地領原因は不明、岡山藩より鎮定の爲め態々出兵した。⁸⁾

(6) 天保四年九月 多賀加西、加東諸郡

この地方の御料私領に亘る一揆にして相當に大規模のものであつたらしい。原因は凶作重課である。⁹⁾

(7) 天保八年 加東、印南郡地方

原因は不詳、初め加東郡に強訴起り遂に各地に傳播した。庄屋の家宅を襲撃して暴動した。美囊郡へも將に及ばんとしたが事なきを得た。¹⁰⁾

一〇五九頁

- 4) 一八七頁
- 5) 三六二頁
- 6) 三五二頁
- 7) 一四四頁
- 8) 一四四頁
- 9) 一四四頁
- 10) 一四四頁

(8) 天保八年 龍野藩内

藩當局は財政窮乏救済の爲め銀札を發行し、強制的に麥を買ひ上げて銀札を支拂ひ、間もなく銀札を潰したので農民は大損害を蒙り、愁訴嘆願の運動を起した。併し暴動にはならなかつたらしい。¹¹⁾

(9) 嘉永二年正月 龍野藩内

凶年にて不作なる上に、京柵を廢して大柵を以て年貢を徴收したので農民その重課に耐えず一揆起る。姫路藩赤穂藩も出兵した。¹²⁾

(10) 安政年間 美囊郡鳥居氏領地

貢租の重課、殊に無盡金を強制的に課した事が原因である。この地方は鳥居氏の飛地領にて直接に領主が居ないので屢々一揆が起つたといふ。¹³⁾

以上の外にも一揆があつたと思はれるが、適確なる資料に現はれたるものは右十件である。尙ほ美囊郡誌百八十七頁に「明治二年」に井上領十七ヶ村に強訴ありし旨を記すも、文脈より察するに「明和」の誤りではないかと思はれる。暫らくこのまゝとし、後の考證に讓

る。而して明治維新後に於ては、茲に述べんとする明治四年の一揆の外、之と略ほ類似の原因に基く明治六年七月の一揆、新税法に反對して起りたる明治七年飾磨縣下明石郡の一揆のみが、文献に遺つて居る。その地理的分布を見るに東部に比較的多く、又時代的に見れば徳川末期に頻發して居る。

三

右の如く播磨は地域廣大なるに拘はらず、百姓一揆の發生回数は比較的少く、その内最も大藩たりし姫路藩の如きも、余の寡聞を以てすれば僅かに一回大事件が起つたにすぎぬ有様である。維新後、姫路藩は頗る急進的改革を主張し、率先して藩籍奉還の主張をなし、この點に於ては薩長土肥よりも寧ろ先鞭をつけたとさへいはれて居る。併し乍ら之は藩當局の方針であつて、一般人民が新政をよく理解してゐたと速斷する事は出来ない、舊姫路藩の農民が如何に頑迷無智であつたかは、明治四年の一揆後、人民に布達したる管内告

10) 增訂郷南郡誌前編一三頁・美囊郡誌一八六頁
11) 洋世の有様三ノ一八
12) 兵庫縣揖保郡誌九〇八頁・揖保郡是一〇六五頁
13) 美囊郡誌一八五頁以下

諭書の内容により、又元姫路縣領民暴動顛末記によつて明かである。告諭書は振假名つきの極めて平易に、委曲をつくしたる訓示であるが、よくその間の事情を記して居る。その全文を示す事は冗長に亘るを以て暴動顛末記略を左に抄出して見よう。

元縣下郷民の儀は積年何等の強願も無之農業勵精各其業を重んじ頗る良民と稱すべき程の儀に御座候處豈圖ん、今般の一舉に相運候次第……畢竟は無智因陋の領民御政體の御旨趣を洽く了解致し兼候より今般被仰出候××平民同籍を憤り古縣貢米枿目を羨み候等の機に乗じ何者とも知らず謂れも無き流言浮説を申出し、右流言浮説と申は今度××の稱廢せられたるは正しく記するも恐多き儀に候へども政府に異邦の婦人ありてより平民は必ず××と縁組すべき御法則となりたり云々、或は戸籍調の大意は辰の歳出生のものをして外國に賣らるゝと云ひ、又膏血を絞らるゝなり、或は尾州と人民入替に相成候由、斯る迷惑なる儀も舊知事様さへ是まで通り被爲居候はゞ無るべし、今一度舊知事様御惣容様とも御歸國有之たし云々、或は他縣下には外國人に已に盜まれたり云々、或は舊縣貢米の御規則不遠新縣も同一定となるべし、故を以て當年の租稅來年を待ち上納せんなど云々、或は牧牛馬の調は有餘をして外國に輸出せられ異邦の食糧に充しめんなど、或は近く檢地有之候由逆も

爰兩三年中には小前のもので産業相立兼可申候無端の浮言尙ほ數多あり」

右によつて見れば、この地方の百姓も全く他の地方の百姓と同じく、實情を解するの力なく、新政を誤解し、その歸趨に迷つてゐた事が明かである。只飾磨縣に於て××の稱廢止が直接の動機となつたのは、四民平等令發布後舊××に屬する人々が、急にその態度を替へ平民と同じ權利のある事を主張する傾向が、偶々二三の事柄に於て具體化せられたからである。而して舊××の人々が四民平等令の發布と共に從來の如き賤視、壓迫より解放せられ、その不當なる差別待遇に反對するのは當然の事であるが、同時に舊慣に囚はれ封建思想を有する人々が之を不快に思ひ、且つかく迄社會の根本組織が急激に變更せられるのであれば、將來彼等の生活が如何になるかと不安を懷いて動搖したのも、亦無理からぬ事であつた。

四

明治四年八月二十八日、××非人の稱廢止の布告が發せられたので、大庄屋は庄屋を召集し布告の趣旨を傳へ、以て人民の誤解なきを期せんとした。即ちその年九月二十日、神東郡辻川村の元大庄屋郷宿へ、同組十六ヶ村の庄屋を集め、歸村の上村民一同に通達せしめた。然るに頑迷なる村民は××同様の身分となる事を甚だ遺憾なりとし不穩の形勢を示すに至つた。加之高百石に牛一頭並に子孫を外國に賣渡すとの訛言が傳へられ人心は甚しく動搖し初めた。偶々、九月神西郡某村の元××分家の儀につき九月二十九日、元××の伍組兩人のもの神西郡山崎村里正邸に至り願書を呈出したが、書式に不備の點があつたのみならず、その願書を呈出せんとする際、元××兩人の伍組は平然として山崎村里正の敷臺に腰を掛けた。こゝに於て山崎村里正は元××の伍組に對して「當家にては別にさしつかへはないが、他村では目下人氣不穩の趣だから、平民同様に仰出されたからといつて、急に平民同様の振舞をしては、中には心得違のものが出て争鬪をなし、

暴行など出來しないとも限らぬ。之では却てお上へすまないから少し遠慮しては如何といつた。然るに兩人の伍組は之を承知せず、そのまゝ引き下つた。山崎村里正は、里正の所でもかくの如き振舞がある位だから、各村民の宅へ行つては如何様の事をなすかも知れず、如何すべきかと心配した。そこで翌九月晦日、神西郡諸村里正並に各村代役、大庄屋書役一統熟談の上、××村(元××)里正に心得違なきよう申し諭すの外なしとし、里正並に伍組頭を山崎村里正宅に呼びよせた。その際、里正の庭に薙を敷き、××村の兩人にその上に座するよう申聞かしたるに、兩人肯せず。「是迄と違ひ平民同様の御布告之れ有り候間、夫にしては御布告に背き候儀に付、是にて宜敷と申、庭に立候まゝにて承度」といつた。山崎村里正は「囚人の身分だから薙の上に座すべし」と失言したので、兩人は大に憤慨し、彼是争論に及んだが、漸く事なきを得たが、要領を得ずして兩人は引き下つた。××がかくの如く急に平民同様の振舞をなすを言ひ傳へ聞き傳へたる百姓

は内々竹槍を拵へてゐるといふ。村役人等は事を未然に防がんとし、他の××村の重役をも集めて懇に諭したが、彼等はきき入れなかつた。同時に他の百姓も××に對し不賣同盟をなし、又各村里正に迫り××同様遺憾の旨頻々として願書を呈出した。更に十月六日辻川村大庄屋へ組内里正殘らず集會し、人氣鎮靜の爲め嘆願書を認め各村總代を呼びよせ承知の連印をなさんとしたが、その文中、「自然と平民に相交り」の字句があつたので、又々人氣激發した。是れより先き十月二日甘池村外三ヶ村の氏神大歳社へ右々伍組初め村民一統集會し、××反對の同盟をなし、又福崎新村に於ても反對運動が起つた。この例に倣つて元組の内十六村は傘連判をなし、山崎村野に於ても連判が取替はされた。元山崎組十ヶ村副里正も已むなく傘連判をなし、加盟者遂に千三百餘人に達した。十月十二日例年の人別改に際し愈々人氣激發し、十三日、竹槍を携へたる農民辻川村に赴かんとす。里正之を抑止せんとしたるも果さず、大庄屋の門前に多人數詰めかけ、薄暮遂に

彼等は發砲放火し初め、辻川村より神東神西飾西飾東諸郡へ押しよせ所々に發砲放火して全く動亂の状態に陥り、説諭に出かけたる縣吏二名を暴殺するに至つた。一揆の暴行は主として村役人の家宅に對して行はれた。遂に官兵の急派となりたるも、一揆の暴威甚しく、爲めに官兵は屢々發砲し、一揆中傷くものが少くなかつた。一揆の一隊は姫路城下にも迫らんとし、縣下舉げて動亂の巷と化し、到底飾磨縣の官兵のみによつて之を鎮壓する事が困難となり、隣縣に援兵を依頼したが、何れも手薄にて應援が少かつた。隣縣は一揆の傳播を恐れ自らの防備或は人民に輕舉する事なきを諭すに力めざるを得なかつた。當時各隣縣が如何に恐怖したかは、中央政府に對する報告書によつて察する事が出来る。併し乍ら一揆には充分の統制なく、官兵の彈壓強大なりし爲め、一揆は次第に混亂し收拾すべからざる状態となつた。かくて縣吏は人民に訓諭し、或は諸縣の兵力によつて鎮壓する事が出来たが、家屋家財の破壊又は燒失せるもの多數に上り、又頑強に官兵

に抵抗したる爲め官兵の銃砲に傷き或は死亡せしもの
 少くない。而してこの一播は間もなく但馬生野縣下にも
 傳播し、茲でも大動亂を惹起した。

五

以上は四民平等令に基く百姓一揆の著例として明治
 四年の播州一揆を概説したものであるが、之は全く百
 姓が事理を理解しなかつた事に基いて發生したのであ
 る。而してこの地方の人々が四民平等令を重大視し一
 揆を企つるに至つた所以は、四民平等令の發布がこの
 地方の人々に對し特に重大の影響を有したからであら
 う。即ち舊××がその數に於て多いのみならず、經濟
 上にも大なる勢力を有したので、四民平等令の實施に
 よつて舊來社會の上位に在りとして得意であつた階級
 層の人々が新令によつて壓迫せらるゝの恐れがあつた
 からではあるまいか。他の地方に於て四民平等令を原
 因の一として發生したる一揆は、舊××の部落を襲撃
 して可なり慘酷な仕打ちを敢えてしてゐる。例へば明
 治六年の作州北條縣一揆の如きはその著例である。¹⁴⁾之

れに引きかへ播州一揆は四民平等令に反對し舊××を
 賤視憎惡せるに拘はらず、舊××の部落を襲ふ事な
 く、却て村役人の家宅を破壊し又は放火したのは、如
 何なる理由か説明に苦しむ所である。

播州一揆はその規模は比較的大ではあつたが、當時
 の一揆に比し必しも特異のものといふ事は出来ない。
 その形態、方法ともにありふれたものにすぎぬ。只こ
 の一揆の直接の動機又は主なる原因が「四民平等令」で
 あつた事は、明治初期の社會的原因に基く百姓一揆と
 して特筆すべきものであらう。本縣の舊武士階級は他
 縣にもまして進歩的思想を有しては居たけれども、一
 般人民は依然として封建的思想から脱却する事が出来
 ず、却て舊制の存続、身分的差別の確立を希望し、遂
 にかくも忌まはしき一揆を起したのである。當時の百
 姓が社會を本質的に革新せんとするの精神を有しなかつた
 事は想像に難くない。

附記、本稿は内閣文庫所藏の太政類典并に舊縣史料たる節
 磨縣管下暴動始末記草稿を骨子として草したものである。